

国立研究開発法人物質・材料研究機構

MatNavi付加サービス利用約款

国立研究開発法人物質・材料研究機構

制定 平成30年 4月 1日

改訂

MatNavi付加サービス利用約款（以下「本約款」といいます）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」といいます）が提供する「MatNaviサービス」（第1条に定義）の付加的なサービスとして有償で提供されるMatNavi付加サービス（第1条に定義。以下「本サービス」といいます）に適用されるものです。

本サービスの契約者（第1条に定義）は、本サービスのご利用に際して本約款、機構発行の回答書（第1条に定義）を遵守する義務を負い、また、機構公式ホームページのサイトポリシー（<http://www.nims.go.jp/siteinfo/site-policy.html>）及びプライバシーポリシー（<http://www.nims.go.jp/siteinfo/privacy-policy.html>）に同意したものとみなされますので、本サービスのご利用にあたっては、本約款、回答書、サイトポリシー及びプライバシーポリシーをよくお読み下さい。

（定義）

第1条 本約款において使用される用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- 一 「MatNaviサービス」とは、機構のウェブサイト上で利用可能なNIMS物質・材料データベースシステムMatNaviにより提供されるサービス（<http://mits.nims.go.jp>）をいい、データベースと付属するウェブページ、アプリケーション、ユーザー登録システム、横断検索システム（MatNavi Search）等を含む。
- 二 「本サービス」とは、MatNaviサービスの付加的なサービスとして契約者（次号に定義）に有償で提供されるサービスであり、「MatNavi付加サービスについて」（http://mits.nims.go.jp/supplementary_service.html）記載の内容のサービス。
- 三 「契約者」とは、本約款に同意して、機構に対して本サービスの利用を申し込み、機構がこれを承認した法人。
- 四 「回答書」とは、本サービスの利用申し込みに対し、機構がこれを受諾する旨を通知する、本約款の様式2の回答書。

五 「サイト」とは、MatNaviサービスのウェブページ。

六 「本データ」とは、MatNaviサービス及び本サービスにより提供されるデータ、コンテンツ（テキスト、図版、写真、表を含む）及びデータシート。

七 「加工本データ」とは本データを表その他別の表現形式に加工したもの。本データ及び他のデータ等を表その他別の表現形式に加工したものを含む。

（本約款の適用及び変更）

第2条 本約款は、機構が提供する本サービスの利用とサービスの提供に伴う一切の事項に適用されます。

2 機構がMatNaviサービスまたは本サービスを通じ随時発表する諸規定、本サービスの利用に際しサイト上に表示される利用上の定めも、本約款の一部を構成するものとします。

3 機構は、契約者の事前の承諾なく、本約款の内容を随時変更することができます。変更後の約款は、サイト上に1ヶ月表示された時点で、全ての契約者が同意したものとみなされます。

4 前項の場合の他、機構が必要と判断した場合、契約者に対し、随時必要な事項を通知します。この通知の内容は、サイト上に1週間表示された時点で、全ての契約者が了承したものとみなされます。

（契約者及び利用者の範囲）

第3条 MatNaviサービス及び本サービスは、わが国の科学技術の振興と研究開発の支援促進を目的として提供されるものです。したがって、機構は教育又は研究開発目的で本サービスを利用する法人に限り、本サービスを提供致します。

2 前項の目的のため、本サービス契約対象は日本国に本店がある法人又は日本国法に基づき設立された法人（企業、公的機関、大学など）に限らせていただきます。

3 本サービスを利用可能な者（以下、「利用者」といいます）は、契約者の役員、職員、従業員、ならびに契約者が本サービスを自己利用するために作業代行を委託したシステム関係の委託業者とします。契約者は、これ以外の者に本サービスを利用させてはなりません。

4 契約者は、前項により認められた利用者に対し、本約款を遵守させると共に、これらの者による本サービスの利用を自己による行為とみなされることに同意します。

（契約の締結等）

第4条 本サービスの利用を希望する者は、事前にユーザー相談窓口に連絡して事前相談を行うものとします。本サービスの利用事前相談結果に合意し本約款に同意して機構に対して本サービスの利用を申し込んだ者のうち、申し込みを受諾する旨回答書をもって通知した契約者に対し、本サービスを提供します。（ユーザー相談窓口：matnavi-ss@ml.nims.go.jp）

2 契約者がオートログイン機能の利用を希望するときは、本サービスの利用にあたり、機

構に対し本サービスを利用する情報機器のグローバル I P アドレスを開示するものとし、機構は当該契約者について、当該 I P アドレスを設定することにより本サービス利用を可能にします。

3 契約希望者が次のいずれかに該当する場合、機構は、契約希望者との契約を締結しないことがあります。

一 実在しない場合。

二 前条第 2 項の契約対象に該当しない場合。

三 本サービスの利用目的が教育又は研究開発目的に該当しない可能性があるとして機構が判断した場合。

四 本約款違反等により、本サービスの利用契約を解除され、又は契約更新が不承認となったことがある場合。

五 申込書に記入した事項に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。

六 過去において回答書に定められた利用料の支払を滞納したことがある場合。

七 過去において、本約款もしくは回答書記載の利用条件に違反した場合、又は違反した可能性があるとして機構が判断した場合。

八 その他、契約者とすることを不適切と機構が判断した場合。

4 前項は、契約者が第 5 条に定める契約の更新を希望する場合に準用されるものとします。

5 契約者は、自社について、住所、法人名称、電話番号、メールアドレスその他本サービスの利用申込書に記載した事項について変更があったときは、すみやかに機構へ書面で変更内容を届け出るものとします。オートログイン機能を利用する契約者において、本サービスを利用する情報機器のグローバル I P アドレスを変更する場合も同様とします。

(契約期間)

第 5 条 本サービスの契約期間は、機構が契約者に通知した回答書「利用の期間」欄に記載の期間とします。契約者は、本サービス契約期間終了後は、本サービスを利用してはならないものとします。

2 契約者が本サービスの契約を更新することを希望する場合は、再度本約款に同意して本サービスの利用を申し込むものとします。

(利用料)

第 6 条 契約者は回答書「利用料の額」欄に記載の利用料を、回答書「利用料の支払方法、期日」に記載の機構発行の請求書で指定された支払期日までに、支払うものとします。

2 前項の支払期日までに利用料の一部又は全額が支払われないときは、機構は何らの通知催告を要さず、契約者に対する本サービスの提供を停止することができます。

3 機構が前項の規定によって本サービスの提供を停止した場合、機構は契約者に対して一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

4 本条第1項から前項は、前条第2項による本サービス契約の更新に準用されるものとします。

(データ等の権利)

第7条 MatNaviサービス及び本サービスにより提供される本データの利用及び管理の権限は機構が保有しています。MatNavi及びサイトのウェブページ全体やシステム全般についても機構が著作権を有しています。

2 機構は契約者に対し、教育のための、又は、研究開発・製品開発及びその製造ならびにこれらに付随する検討のための、自己利用に限定して、本データの利用を許諾します。

3 契約者又は利用者が、本データの活用による研究開発・製品開発の成果物を公開するに際しては、機構およびMatNaviサービスの名称をデータの出典として表示するものとします。但し、当該表示をしないことを機構が承認した場合を除きます。

4 本データの利活用に関わる機構の権利や契約者および利用者による出典表示義務等に関して懸念のある者は、ユーザー相談窓口 (matnavi-ss@ml.nims.go.jp) に相談して下さい。

(禁止行為)

第8条 契約者は下記の行為を行ってはならないものとします。また契約者は、利用者が下記の行為を行わないよう適切な措置をとるものとし、利用者が下記の行為を行ったときは、当該行為について、自己による義務の違反として機構に対し責任（損害賠償責任を含む）を負うものとします。

一 本データについて前条第2項で許諾された利用以外の全ての利用行為（前条第2項で許諾された利用以外の複製、翻訳、翻案、二次利用、送信、アップロード、頒布、譲渡、貸与、利用許諾、又は商品化を含む）。

二 出版、ダウンロード販売その他の方法で本データ又は加工本データを販売し、あるいは流通させる行為。但し、本データの活用による研究開発・製品開発の成果物の公開を除く。

三 本データ又は加工本データを文書、ホームページ等に転載する行為。但し、本データの活用による研究開発・製品開発の成果物の公開を除く。

四 本約款に違反する、本サービスの利用。

五 ウェブスクレイピング(Web Scraping。ウェブページからプログラムを利用して自動的にデータを取り出すこと)。

六 本サービスの再販、第三者への提供、再使用許諾。

七 本サービスの機能を第7条2項に定める以外の者に使用可能にする一切の行為。

八 機構システムもしくは本サービスに不正アクセスを試みる行為、ウィルスの送り込みなどサーバやネットワークを混乱させる行為。

九 機構のサービスの運営を妨害するおそれのある行為。

十 他の契約者又は利用者に成りすます行為。

十一 機構のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為。

十二 その他、機構が不適切と判断する行為。

(権利譲渡の禁止)

第9条 契約者は、本サービスの契約者としての権利もしくは義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(契約者情報の取扱)

第10条 機構は、本サービスの申込みにより取得した契約者の役職員等利用者の個人情報及び契約者の業務上の情報を、本サービスの提供に関する目的以外には利用いたしません。

2 MatNaviでは、利用者のアクセス元IPアドレス、リクエスト内容、利用時間、利用環境、応答結果などを自動的に取得します。取得したアクセスログは、利用者の問合せ対応、システムの保守、利用状況の分析及びサービスの利便性向上等の判断材料として使用されることについて契約者は了解した上、MatNavi及び本サービスを利用するものとします。機構は上記以外の目的でアクセスログを使用いたしません。

3 前2項に定めるほか、MatNavi及び本サービスの利用に伴う契約者や利用者の情報及びプライバシーの保護については、サイトポリシー及びプライバシーポリシーが適用されるものとします。

4 ハッカー等、機構以外の者の行為によって前3項に掲げる情報が漏洩した場合は、機構は免責されるものとします。

5 次の各号の場合には、機構は第1項から第3項に掲げる情報を第三者に開示することがあることに、契約者は同意します。

一 当該情報にかかる契約者の同意が得られた場合。

二 法令により開示が求められた場合。

(免責)

第11条 契約者は、MatNavi及び本サービスの利用によって第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、機構は当該紛争に関して一切責任を負わないものとします。

2 MatNavi及び本サービスで提供される本データは予告なしに追加、変更又は削除されることがあります。本データの内容の変更、追加、削除等により生じたいかなる損害に対し

ても、機構は一切の責任を負いません。

3 機構はMatNavi及び本サービスにより提供された本データについて法的責任を負わず、また、情報の完全性、正確性など本データの品質に関わるいかなる保証もいたしません。したがってまた、本データを利用して行った開発等の結果生じたいかなる損害についても、機構は一切の責任を負いません。

4 機構はMatNavi及び本サービスからリンクする他機関が提供するウェブサイトに関しても、その内容には一切関知せず、一切の責任を負いません。

5 下記の各項目についても、機構は一切責任を負いません。

一 本データが契約者の要求を満たすこと。

二 MatNavi及び本サービスが常時稼働し利用可能であること、これに含まれる本データの提供に不具合や障害が生じないこと。

6 機構の債務不履行は、機構の故意又は重過失によらない場合には免責されるものとし、機構は、何らかの理由によって責任を負う場合にも、通常生じうる損害の範囲内かつ直接的な被害についてのみ賠償の責任を負うものとします。

(サービスの変更等)

第12条 機構が必要と判断する場合（システムの保守を行う場合や停電等によりサービスの提供ができなくなった場合等に限らず、運用上あるいは技術上機構が必要と判断するすべての場合を含む）、契約者へ事前に通知することなく、随時MatNaviサービス及び本サービスの内容の一部又は全部を変更、停止又は中止することができるものとし、契約者はこれを承諾します。

2 機構は1ヶ月の予告期間を以って契約者に通知の上、MatNaviサービス及び本サービスの提供を中止することができます。この通知は、サイト上に1ヶ月表示された時点で、全ての契約者が了承したものとみなされます。

3 機構が第1項の規定によってMatNaviサービス及び本サービスの内容を変更、停止、中止・中断した場合にも、契約者に対しては一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。機構が前項によりMatNaviサービスの提供を終了した場合も同様とします。

4 機構が第2項の規定によって本サービスの提供を終了した場合において、契約者が支払い済みの年間利用料のうち中止後の期間分（以下「残期間分」といいます）について精算を希望する契約者は、機構が指定する方法で、ユーザー相談窓口（matnavi-ss@ml.nims.go.jp）に送金先の金融機関口座情報を連絡するものとします。精算を希望し機構が指定する方法により送金先金融機関情報を提供した契約者について、機構は残期間分について日割り計算で精算し返金するものとします（1日未満の端数切り捨て）。精算金の送金手数料は契約者の負担とします。但し利用停止日から1年を経過しても、契約者が残期間

分の返還請求を行わなかったときは、契約者は返還請求権を失うものとします。機構は当該精算に係る債務以外の一切の責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

(利用契約の解除)

第13条 契約者又は利用者が以下のいずれかに該当すると機構が判断した場合、機構は、当該契約者への事前の通知又は承諾を要さず、直ちに本サービスの利用契約を解除し、当該契約者の本サービスの利用を停止させることができますものとします。

一 契約者が第4条第3項各号のいずれかに該当するとき、又は該当する可能性があるとき。

二 契約者が第6条第1項に定める支払期日までに利用料の一部又は全額を支払わないとき。

三 契約者が第3条第3項で認められた以外の者に本サービスを利用させ又は利用可能としたとき。

四 契約者又は利用者が教育又は研究開発目的外での使用など、第7条又は第8条に違反する行為を行ったとき。

五 契約者又は利用者がMatNaviサービス又は本サービスに関し虚偽の情報を流布するなどにより運営を妨害し又は機構の信用を毀損したとき。

六 契約者が本約款、もしくは回答書記載の利用条件に違反したとき。

七 本サービス利用の申込書に記入した事項に虚偽、誤記があった事が判明したとき。

八 契約者が差し押さえ又は滞納処分の申し立てを受けたとき。

九 振出又は裏書きした手形小切手が不渡となったとき。

十 契約者が破産、特別清算、民事再生、会社更生手続の開始を申し立て又はこれらの申し立てを受けたとき。

十一 契約者が解散もしくは営業停止処分を受けたとき。

2 前項により機構が本サービスの利用契約を解除した場合、これにより契約者、利用者もしくは第三者に生じた損害について、機構は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

(契約終了後の効力)

第14条 契約期間の満了、前条による契約解除等により本サービスの利用契約が終了したときは、契約者は本サービスの利用権限を失い、本サービスを利用してはならず、また、第3条第3項に規定する者に本サービスを利用させないものとします。機構が求めたときは、契約者はこれらを確約する確認書を提出するものとします。

2 利用契約が終了した後であっても、本サービスの利用に関し生じた事項については、本約款は引き続き効力を有するものとします。

(準拠法、裁判管轄)

第15条 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法を適用します。

2 本約款、本サービス利用契約ならびにMatNavi及び本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、平成30年4月1日から適用する。

(様式1)

MatNavi付加サービス利用申込書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構 契約担当役 あて

(利用法人代表者)

〇〇株式会社 (〇〇県〇〇市〇〇町 1-1)

代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印)

国立研究開発法人物質・材料研究機構MatNavi付加サービス利用約款に同意し、下記のとおり、利用を申込みます。

記

(1) 利用を希望するMatNavi付加サービスの名称

(オートログイン機能、PoLyInfo物質一覧、MatNavi Search物質一覧の中から記載して下さい。MatNavi Search物質一覧を希望の場合は必要なデータベース名称も併せて記載して下さい。)

(2) 利用目的及び概要

(利用の実態がわかるように記載して下さい。ただし、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。)

(3) 利用の希望期間： 年 月 日～ 年 月 日 (1年間)

(4) 申込担当者の氏名、所属、連絡先

(5) 管理責任者の氏名、所属、役職、連絡先

(6) 利用者または利用者の範囲、固定IPアドレス

(利用者の範囲の場合は事業所、部、課等の名称、またそれに対応する固定IPアドレスを記載して下さい。)

(7) 利用にあたっては、利用者に次の各項を遵守させます。

- ① 国立研究開発法人物質・材料研究機構MatNavi付加サービス利用約款において定められた全ての事項に従うこと。
- ② その他、利用にあたり、管理責任者、及び機構並びに機構の職員の指示を遵守すること。

(様式3)

番 号
年 月 日

利用法人代表者 あて

国立研究開発法人物質・材料研究機構
契約担当役

利用申込について（回答）

○年○月○日付けで申し込みのあった標記の件については、申し込みをお受けできません。

記

- (1) MatNavi付加サービスの名称
- (2) 利用目的及び概要
- (3) 利用希望期間
- (4) 申込担当者の氏名、所属、連絡先
- (5) 管理責任者の氏名、所属、役職、連絡先
- (6) 利用者または利用者の範囲、固定IPアドレス

(様式4)

MatNavi付加サービス継続利用申込書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構 契約担当役 あて

(利用法人代表者)

〇〇株式会社 (〇〇県〇〇市〇〇町 1-1)

代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印)

国立研究開発法人物質・材料研究機構MatNavi付加サービス利用約款に同意し、下記のとおり、継続利用を申込みます。

記

(1) 継続利用を希望するMatNavi付加サービスの名称

(オートログイン機能、PoLyInfo物質一覧、MatNavi Search物質一覧の中から記載して下さい。MatNavi Search物質一覧を希望の場合は必要なデータベース名称も併せて記載して下さい。)

(2) 利用目的及び概要

(3) 利用の希望期間：継続利用開始日(年 月 日)から1年間

(4) 申込担当者の氏名、所属、連絡先

(5) 管理責任者の氏名、所属、役職、連絡先

(5) 利用者または利用者の範囲、固定IPアドレス

(利用者の範囲の場合は事業所、部、課等の名称、またそれに対応する固定IPアドレスを記載して下さい。)

(6) 利用にあたっては、利用者に次の各項を遵守させます。

- ① 国立研究開発法人物質・材料研究機構MatNavi付加サービス利用約款において定められた全ての事項に従うこと。
- ② その他、利用にあたり、管理責任者、及び機構並びに機構の職員の指示を遵守すること。

(添付資料1)

MatNavi付加サービスの年間利用料

(1) 利用されるMatNavi付加サービスの年間利用料として下表の額を納付していただきます。

MatNavi付加サービスの名称	年間利用料 (税別)
	円
	円
	円
	円
	円

(2) 消費税等

上述の料金に消費税等を加算します。

同封の請求書に従い、指定の銀行口座へ納付をお願いいたします。

(添付資料2)

MatNavi付加サービスの利用申込みの方法(例)

利用の希望者は、必ず事前に下記のユーザー相談窓口にご相談し、MatNavi付加サービス利用申込書(様式1)に必要な事項を記入して、事務局(統合型材料開発・情報基盤部門 情報統合型物質・材料研究拠点 運営室)まで提出して下さい。

ユーザー相談窓口 : matnavi-ss@ml.nims.go.jp

MatNavi付加サービスの名称

(詳細はhttp://mits.nims.go.jp/supplementary_service.htmlをご参照ください)

- ① オートログイン機能
- ② PoLyInfo 物質一覧
- ③ MatNavi Search 物質一覧 :

1. 利用申込書の提出先

郵便番号 305-0047

茨城県つくば市千現一丁目2番地1

国立研究開発法人物質・材料研究機構

統合型材料開発・情報基盤部門

情報統合型物質・材料研究拠点 運営室

Eメール (mii-i@ml.nims.go.jp)

2. 利用の受入可否の回答

ユーザー相談窓口を経由して、利用を希望する「MatNavi」を管理している研究プラットフォーム等と調整を行った場合、利用の受入の可否、利用条件等を約10日以内にご返事します。